

# 令和 5 年度第 2 回 調理師試験のお知らせ

## 【試験】

日	付	令和5年11月12日(日)	
時	間	集合:午前9時30分(開場:午前9時) 試験:午前10時から正午まで	
場	所	青山学院大学相模原キャンパス E棟(相模原市中央区淵野辺5-10-1)	
試験科目		1公衆衛生学 2食品学 3栄養学 4食品衛生学 5調理理論 6食文化概論	

# 【合格発表】

掲示期間		令和5年12月18日(月)から12月22日(金)まで
時	間	午前8時30分から午後5時15分まで(12月18日は午前9時から)
場	,所	神奈川県庁新庁舎2階 県政情報センター掲示板(横浜市中区日本大通1)

- ・合否に関する通知書と解答は、令和5年12月18日(月)に受験者全員に発送します。
- ・合格者の受験番号は、上記の掲示後、県ホームページ(調理師のページ)に掲載します。 [調理師のページ: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f4501/index.html]
- ・試験の結果について、電話等による問合せには、応じられません。

## 《合否基準》

全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

## 《試験結果の閲覧》

試験結果については、個人情報になりますので、本人に限り、科目別及び総合得点を閲覧することができます。閲覧を希望される場合は、受験票を持参のうえ、令和5年12月18日(月)から令和6年1月17日(水)まで(土日・祝祭日及び令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)までを除く、午前9時から午後5時まで)の間に県庁西庁舎2階の生活衛生課にお越しください。

# 【受験手続】

#### 1 願書受付 ※郵送不可

期	日	令和5年9月11日(月)から9月13日(水)まで	
時	間	午前9時30分から正午まで、午後1時から午後4時まで	
場	所	かながわ県民センター1階 展示場 (横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)	

- ・例年、願書受付初日に提出が集中し、会場が混雑します。密になることを避けるため、なるべく 二日目、三日目にお越しいただきますようお願いします。
- ・混雑状況により、午前中にご来場いただいても午後の受付になる場合や長時間お待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。
- ・願書は郵送では受け付けません。本人又は代理人が持参してください。(再受験者で結果通知書及び受験票を紛失した場合は代理人不可)
- ・代理人が願書を提出する場合は、必要に応じて願書の内容について本人に電話で確認する場合が あります。
- ・不備がある場合は受け付けません。提出書類をよく確認し、期日・時間内に出願してください。

## 2 提出書類

※黒のボールペンで記入してください。消せるボールペンで記載した書類は受け付けできません。

(1) 調理師試験受験願書、 データ入力票、写真票、受験票	専用の用紙の太線枠内に受験者本人が記入してください。
(2) 写 真 (撮影後3か月以内のもの)	正面向き、無帽、上半身像、無背景で、顔がはっきりと写っているもの (縦4.5 cm×横3.5 cm、パスポートサイズ)を「写真票」に貼り付けて ください(スナップ写真不可)。
(3) 中学校以上の卒業証明書(又は卒業証書でも可)※原本(確認後返却します)	中学校、高等学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証明書又は卒業証書(各種学校は不可)を持参してください(いずれかのものであれば、最終学歴のものでなくて構いません)。 ・卒業証明書の発行については、卒業した学校か教育委員会にお問い合わせください。(過去に発行された証明書でも提出可)・専修学校の場合は、高等課程又は専門課程に限り可(一般課程は不可)ですが、卒業証明書等に当該課程の卒業者である旨の記載が必要です。 ・最終学歴が小学校又は外国人学校の場合は、事前にお問い合わせください。 ・卒業証明書(卒業証書)の「氏名」が現在の氏名と違う場合は、変更事項が確認できる戸籍抄本(又は謄本)(発行後6か月以内のもの)を持参してください(住民票不可)。原本は確認後に返却します。
(4) 調理業務従事証明書 ※神奈川県の今回試験用の指定様式を使用すること。 他県等の様式は使用できません。	※施設長が記入してください。受験者は記入できません。 ただし、次の場合は、現在営業している同業種の施設長又は法人格 を有する所属団体(調理師連合会等)の長の証明が必要です。 ①施設長が受験者本人、配偶者又は二親等以内の血族(父母、祖父母、孫)の場合 ②廃業等により元の施設長がいない場合 ・複数施設での勤務期間を合計して2年以上となる場合は、各々の施設の証明が必要となります。勤務日数・時間の合算や同一期間に複数施設で勤務した場合の期間の合算はできません。 ・「調理業務従事証明書の記入例」を読み、記入してください。 ・神奈川県のホームページから、様式をダウンロードできます。 (調理師のページ) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f4501/index.html ・「調理業務従事証明書」の証明者が、個人の実印や、法人で登記された印鑑で証明する場合は、証明者の印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)を持参してください。原本は確認後に返却します。

※施設長とは、【受験資格】 2 (1) で示した施設の店長(正規職員である支店長)、社長、代表取締役、学校長、福祉施設長、保育園長、理事長、病院長、事業所長、支配人等を指します。

## 3 提出書類(再受験をされる方)

対 象	提出書類等の内容は、上記2 提出書類の(1),(2)を参照してください。
	1 調理師試験受験願書、データ入力票、写真票、受験票
令和2年度以	2 写 真(撮影後3か月以内のもの)
降の神奈川県	3 令和2年度から令和5年度第1回までの間のいずれかの神奈川県調
調理師試験の	理師試験の結果通知書又は受験票
不合格者又は	※紛失した場合は、代理人不可。願書受付に身分証明書(運転免許証、健康
欠席者	保険証など)を持参の上、本人がお越しください。
	4 今回出願時までに氏名に変更が生じた場合は戸籍抄本(又は謄本)

## 4 試験手数料 6,130円(神奈川県収入証紙)

神奈川県収入証紙は、受付会場で購入することもできます。 ※受験票発行後、納入された手数料は、返還いたしません。

# 【受験資格】

## 1 学歴

- (1) 新制中学校卒業以上の者
- (2) 旧制国民学校高等科を卒業した者及び旧制中等学校2年の課程を修了した者
- (3) 小学校卒業で5年以上の調理業務に従事した者(この場合は、学歴のほかに「2 調理業務従事歴」で示すとおり、2年間以上の調理業務従事歴が必要であり、合計7年以上が必要です。)
- (4) 学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校の中等部を修了した者で、上記 (1)と同等以上の学力を有すると都道府県知事又は厚生労働大臣が認定した者
- ※ ご不明な点は、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課までお問い合わせください。

#### 2 調理業務従事歴

次の(1) の施設の種類において、(2) の調理業務の内容で2年間以上従事した者。 (試験日までの見込みの期間ではありません。証明書を作成した日までに要件を満たす必要があります。現在調理に従事していなくても、過去に2年間以上の従事歴があり、調理業務従事証明書を提出することができれば受験可能です。)

- ※アルバイト、パート等で調理の業務に従事している場合、<u>1日6時間以上で、かつ週4日以上</u> (平均や週当たりの合計時間数ではなく、両方の条件を満たす必要あり)勤務していないと受験 できません。
- (1) 施設の種類:次のア、イのいずれかで勤務していたこと。
  - ア 飲食店営業(喫茶店営業「喫茶店、サロンその他の設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業」は除く。)、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業
  - イ 寄宿舎、学校、病院等の給食施設

(継続して1回20食程度以上、飲食物を調理して供与するもの)

- ※学校や料理教室等で調理実習指導に従事することは、受験資格として認められません。
- (2) 調理業務の内容:次のア、イのいずれかを満たすこと。

ア 材料の下処理から完成までを担当した料理を具体的に3品以上あげられること。

- イ 非加熱調理、加熱調理、調味を担当した料理をそれぞれ1品以上あげられること。
- ※調理業務従事証明書には、記載した料理の調理工程も併せて記入してください。

#### ■注意■ 調理業務従事歴に該当しない期間

上記2(1)のア又はイの施設で仕事をしている場合でも、次の①~⑤の場合は、調理の業務に従事した期間として認められません。

- ① 連続1か月以上の長期休暇(学校の夏休みなど)の期間
- ② 直接調理に関係しない業務(調理品の運搬、配達、食器洗浄、接客等)を主たる業務として従事した期間
- ③ 製菓、製パン、ドリンク調製を主たる業務として従事した期間
- ④ 栄養士、保育士、看護師等の職種としてその主たる業務に付随して調理の業務に従事した期間
- ⑤ 施設における本来の喫食者向けの料理を調理せずに、研修等として調理の業務に従事した期間

#### 【注意事項】

- 1 証明内容の偽りや、受験資格がないことが判明した場合は、受験資格又は合格を取り消します。
- 2 願書受付後であっても、書類に不備が見つかった場合は、受験者又は証明者に対して、確認の上、書類の補正、追加書類の提出を求める場合があります。
- 3 試験当日、カンニング等の不正行為を行った場合は、試験は無効となります。

## 試験に関する問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 団体指導グループ

所在地: 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話: (045)210-4936 (直通)

県ホームページ(調理師のページ)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f4501/index.html

※ 災害、感染症の拡大防止で試験を実施できない等の場合は、県ホームページでお知らせします。

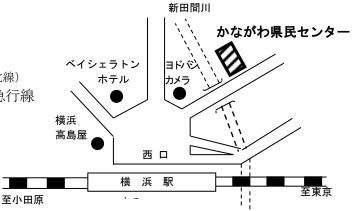
# 会 場 案 内 図

# [願書受付会場]

# かながわ県民センター

JR (東海道線・横須賀線・湘南新宿ライン・京浜東北線) 東急東横線、みなとみらい線、相鉄線、京浜急行線 横浜市営地下鉄ブルーライン

「横浜駅」西口下車 徒歩約5分



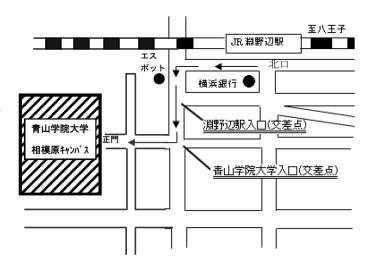
# [試験会場]

# 青山学院大学 相模原キャンパス

JR横浜線「淵野辺駅」北口下車徒歩7分

- ・町田駅~淵野辺駅:約10分
- ・東神奈川駅~淵野辺駅:約40分
- \*特急、快特は停車しません。

校門前、校舎内は駐車禁止です。 敷地内禁煙です。

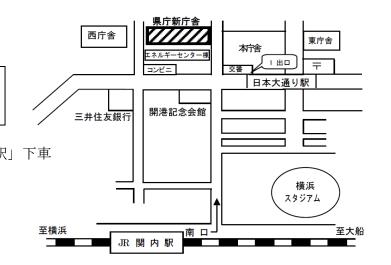


# [合格発表会場]

# 神奈川県庁 新庁舎 県政情報センター

JR根岸線・京浜東北線、

横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」下車 徒歩約10分 または みなとみらい線「日本大通り駅」下車 「1 県庁口出口」からすぐ





## 健康医療局生活衛生部生活衛生課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 (045)210-4936(直通)